

ガスシステム改革に向けた国民からの御意見

(平成 26 年 5 月 23 日～平成 26 年 5 月 29 日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

御意見① (平成 26 年 5 月 27 日)

2014 年 5 月 29 日開催予定の第 9 回の小委員会においては「需要家保安に係る保安責任のあり方」が論点となるということですが、新規参入者、ガス市場整備課、ガス安全室だけでなく一般ガス事業者間でも自由化後の保安体制については意見が分かれているとされています。

消費者としては、自由化における消費者メリットである、ガスの安全な安定供給、料金の抑制、需要側の選択肢と事業者の機会の拡大による一層の料金抑制やサービスの向上を望むものですが、ガス漏えい(着火災、爆発)やガス器具不完全燃焼の事故は、広範囲に死傷者が出る可能性もあることから、今後、保安責任がどう制度設計されるかは関心の高い問題です。特に今回の自由化の対象である住宅併設店舗や一般家庭における 1 万立方メートル未満の需要家には大口需要家のような保安能力を期待できず、これらの需要家の給湯機器や厨房機器などの消費機器において事故が多いとされています。以下意見を述べます。

記

1 現行か、より一層安全の担保される保安基準を維持しつつ、自由化による新規参入の促進による業界の活性化を図るためには、適正かつ合理的な保安制度を構築し、その経過措置として保安は従前の都市ガス事業者に委ねることとし、小売りについては別事業としての新規参入を促進すべきである。

2 小売り事業については、競争によるコストダウンを促進させるべきである。

電力自由化とも足並みをそろえて、公正な競争環境のもとで、地域独占の枠を外すこと、同種の他業種との相互乗り入れ、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムなどの総合的なエネルギー効率を高める取組みなどができる環境をより一層促進させるべきである。

3 保安の重要性を強調するあまり、新規参入者に保安についての過剰な負担を課すことにより参入の障壁となることは、新規サービスへの取り組みが後退することにつながり、消費者利益を害する恐れがある。

4 保安については、料金が低廉化することも重要ではあるが、保安水準が低下することで需要家の身体、財産の安全が損なわれてはならない。

一方で、保安責任分担のありかたも、家庭用消費者におけるガス消費機器の事故件数が多い一方、保安にも要求されるレベルが異なること、技術進歩によりマイコンメーターなどの活用で代替できることもあることから、すでに自由化されている LP ガスや海外の事例なども勘案して、定期保安と緊急保安の保安に必要な種類を類型化するなどして安全を保持しつつ、合理的な保安水準保持をすべきである。

5 保安不備に起因したガス事故においては、損害賠償能力(資力)ある業者が最終責任を負うべきとの意見もあるが、賠償能力と保安責任は一体として考えるべきものではなく、それぞれの事故原因により責任の所在は異なると考えられる。賠償責任保険によって担保することも考えられる。

以上

(注) 本意見書では、「ガス」「ガス事業」とは一般ガス事業（いわゆる都市ガス）を指します。